

第 58 回全国壮年大会

当日配布資料

大会主題

教会が元気になるには
～にも拘らず、新しい共同体を求めて～
主題聖句

「人が独りでいるのは良くない。彼に合う助ける者を造ろう。」

旧約聖書（新共同訳） 創世記 2 章 18 節

開催期間： 2023 年 8 月 25 日～26 日

開催会場： 大井バプテスト教会（東京）

日本バプテスト連盟全国壮年会連合

第 58 回全国壮年大会 IN 東京実行委員会

目次

1・大会プログラム	4
2・主題講演講師の紹介	6
3・説教者のプロフィール	7
4・オリエンテーション	8
5・会場案内	
(1) 教会堂内施設	9
(2) 教育館	10
(3) 懇親会場	11
6・2023年度定期総会議案書(7/14 送付)で、2つの規則類について欠落部分があったため、ここに掲載する。	12
・63ページ 「日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約 細則」、	
・64ページ 「日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程」	

別途、以下の配布資料を準備致して居ります。必要な方は受付でお取りください。

- * 分団クラス分け表
- * 礼拝聖書個所
- * 讃美歌楽譜
- * 近郊交通バス時間表

1. 大会プログラム

第1日目(8月25日)

受付	11:30-
開会宣言	12:30
開会礼拝	12:30~13:15
司式 オルガニスト ピアニスト 合唱指揮者 奏楽(オルガン) 招詞朗読 詩編34:2~4 祈り 会衆賛美 新生讃美歌 6「主の名によりて」 聖書朗読 詩編104編29~30節 説教) 元ノ気」 会衆賛美 新生讃美歌163「イエスのみことばは」 献身献金の祈り 頌栄 新生讃美歌 671「ものみなたたえよ(A)」 祝祷 後奏(オルガン)	高良 研一(恵泉教会:副実行委員長) 平野 義愛(常盤台教会:オルガン奏楽) 菊地 るみ子(大井教会:ピアノ伴奏) 山中 臨在(品川教会:牧師) 司式者 " 一同(指揮者の合図で間奏時に廻りと挨拶) 司式者 吉田 真司牧師(相模中央教会) 一同 片桐 健司(品川教会) 一同 吉田 真司牧師
挨拶	13:15~13:25
全国壮年会連合会長 日本バプテスト連盟理事長	山田 誠一(大井教会) 吉田 真司(相模中央教会)
オリエンテーション	13:25~13:30
	木村 均(大井教会)
主題講演 「教会が元気になるには」 ~にもかかわらず、新しい共同体を求めて~	13:30~14:30
講師	濱野 道雄先生 (西南学院大学神学部教授・鳥栖教会協力牧師)
休憩・移動	14:30=14:40
分団	14:40~16:40
休憩・移動	16:40~16:50
全国壮年会連合総会報告	16:50~17:20
全国壮年会連合会長	司会:豊永 義典(川崎教会)
神学生の証	17:20~17:35
	長尾 基詩神学生
アピールの時間	17:35~18:20
西南学院大学 東京バプテスト神学校 九州バプテスト神学校 第59回長崎大会 大井教会に於ける25日の大会行事終了	才藤 千津子神学部長 藤井 秀一校長 城前 和徳校長 野中第59回大会実行委員長

懇親会会場への移動	18:20~18:50
夕食と懇親会	18:50~20:50
開会の挨拶 開会の祈り 会食 懇談 男声合唱 スピーチ 閉会の祈り	
25日の全行事終了	

第2日目(8月26日)

分団を受けての各分団の報告	9:30~10:45
派遣礼拝	10:50~11:30
司式 オルガニスト ピアニスト 合唱指揮者 奏楽(オルガン) 招詞朗読 詩編 150編:1~6 祈り 会衆賛美 新生讃美歌 24「歌え歌えキリストの愛を」 聖書朗読 マタイによる福音書 22章 34~40節 説教 「今、本質に立ち返る」 会衆賛美 新生讃美歌 163「イエスのみことばは」 献身献金の祈り 頌栄 新生讃美歌 671「ものみなたたえよ(A)」 祝祷 後奏(オルガン)	志築 正治(市川大野教会実行委員長) 肥後 奈美子(大井教会:オルガン奏楽) 福永 保昭(恵泉教会:牧師) 鶴ヶ谷 芳昭(大井教会) 司式者 " 一同 司式者 藤井 秀一牧師(花小金井教会) 一同 栗山 義重(常盤台教会:実行委員) 一同 藤井 秀一牧師
閉会宣言	11:30
ご案内とお知らせ	11:30~11:40
26日の全行事終了と共に第58回全国壮年大会閉会	

2. 主題講演講師の紹介

<主題講演者 濱野道雄先生>

〈西南学院大学神学部教授、日本バプテスト連盟 鳥栖キリスト教会協力牧師〉

「教会が元気になるためには ～にも拘わらず、新しい
共同体を求めて～」聖書箇所 創世記2章18節



プロフィール：1965年、広島生まれ。10歳の時、日本バプテスト広島キリスト教会でバプテストを受け。上智大学文学部及び大学院で西洋哲学を学ぶ。西南学院大学神学部卒業後、1993年より南光台キリスト教会で牧会。

その後ドイツ・ハイデルベルク大神学部、およびアメリカ・太平洋神学校（牧会学博士号取得）に留学。2001年より日本バプテスト連盟宣教研究所に就任。前宣教研究所所長。2013年より西南学院大学神学部就任（実践神学、新約聖書学、キリスト教倫理学担当）。神学部教授となり、2021-22年度、神学部長。2023年度より宗教部長。日本バプテスト連盟 鳥栖キリスト教会協力牧師。日本バプテスト連盟では東日本大震災被災地支援委員会委員、性差別問題特別委員会および公害問題特別委員会の協力委員。主な訳書・著書等にH.C. キー著『イエスについて何を知らるか』新教出版社、（訳書）、島田恒氏との共著『教会のマネジメントー明日をつくる知恵』キリスト新聞社、『ゴスペルのぬるしをあげて』いのちのこことば社（共著）等。

3. 説教者のプロフィール

<開会礼拝説教者 吉田真司先生>

(日本バプテスト相模中央キリスト教会牧師)

「元の氣」 聖書箇所 詩編 104 編 29～30 節

プロフィール：1970年福岡県久留米市生まれ。西南学院高校、西南学院大学（神学部）卒業。同神学専攻科卒業（1997年3月）後、日本バプテスト連盟函館キリスト教会牧師

（1997年4月～2003年3月）、日本バプテスト連盟大分キリスト教会別府伝道所牧師（2003年4月～2008年11月 ※

全国支援拠点開拓伝道）、別府国際バプテスト教会牧師（2008年11月～2015年7月）、日本バプテスト相模中央キリスト教会牧師（2015年9月～現在）。連盟日韓・在日連帯特別委員会委員および協力委員（2000年～現在）。2023年4月より日本バプテスト連盟理事長。



<派遣礼拝説教者 藤井秀一先生>

(日本バプテスト連盟 花小金井キリスト教会牧師)

「今、本質に立ち返る」 聖書箇所 マタイ 22 章 34～40 節

プロフィール：1966年、生まれ。26歳の時に常盤台バプテスト教会でバプテスト。2年後、仕事（陸上自衛隊音楽隊）

をしながら、東京バプテスト神学校で学び始め、神学校3年目に自衛隊退職。恵泉バプテスト教会事務、常盤台バプテスト教会主事、複数牧会の牧師、東北地方連合の酒田開拓伝道所の牧師を経て、現在の花小金井キリスト教会の牧師として9年目。2023年4月より東京バプテスト神学校校長。



4・オリエンテーション

会場案内と諸注意:

- ・ 教会内部は別添の「新礼拝堂案内図」と「旧建物案内図」をご覧ください。
- ・ 1F 多目的ホールは、休憩室/食事場所としてご利用ください。
- ・ 新礼拝堂は外靴のままお入りください。旧建物は土足禁止ですので、分団の際に利用する場合は、ビニールの靴カバーを用意しますのでご利用ください。靴カバーは新礼拝堂から旧建物への渡り廊下に置きます。使用後はお持ち帰りいただくか、渡り廊下に置いた返却箱に返却してください。
- ・ 新礼拝堂、旧建物共に禁煙です。
- ・ 礼拝堂、分団室を含め教会施設内での水、お茶などのペットボトル飲料等の飲用は問題ありません。
- ・ ゴミはできるだけ持ち帰ってください。但し、1F 多目的ホールにのみ「燃えないゴミ」用と「燃えるゴミ」用にゴミ箱を用意しますので、そちらへ廃棄してください。
- ・ 館内では携帯電話はマナーモードに設定してください。
- ・ 教会の前には池上通りをはさんで「まいばすけっと」とスーパー「トップパルク鹿島店」があります。
- ・ 聖書と新生讃美歌は、ご持参されなかった方のために礼拝で使用する箇所をコピーしたものを用意しております。受付にてお渡しします。このうち新生讃美歌のコピーは、著作権で保護されている賛美歌が含まれるので、問題を避けるために、**大会終了時にすべて回収します。受付にて忘れずに返却ください。**
- ・ 分団の場所とクラス分けは、「第 58 回全国壮年大会 分団」に示し受付にて配布します。
- ・ 壮年大会参加費 2,000 円は、事前に振り込んでいただくことになっていますが、ご事情でお支払いが済んでない方は、受付にてお支払いください。
- ・ 8 月 25 日(金)夜の夕食懇親会に参加される方は、当日配布資料にあります「懇親会会場案内」に従って会場の「きゅりあん」6F 大会議室にお出でください。
- ・ 夕食懇親会の参加費 2,000 円は、「きゅりあん」6F 会場前の受付でお支払いください。
- ・ 8 月 25 日(金)と 26 日(土)のお帰りの際のバス便については別途配布の「8 月 25 日、26 日お帰りの交通手段」をご覧ください。

安全対策・緊急時対応:

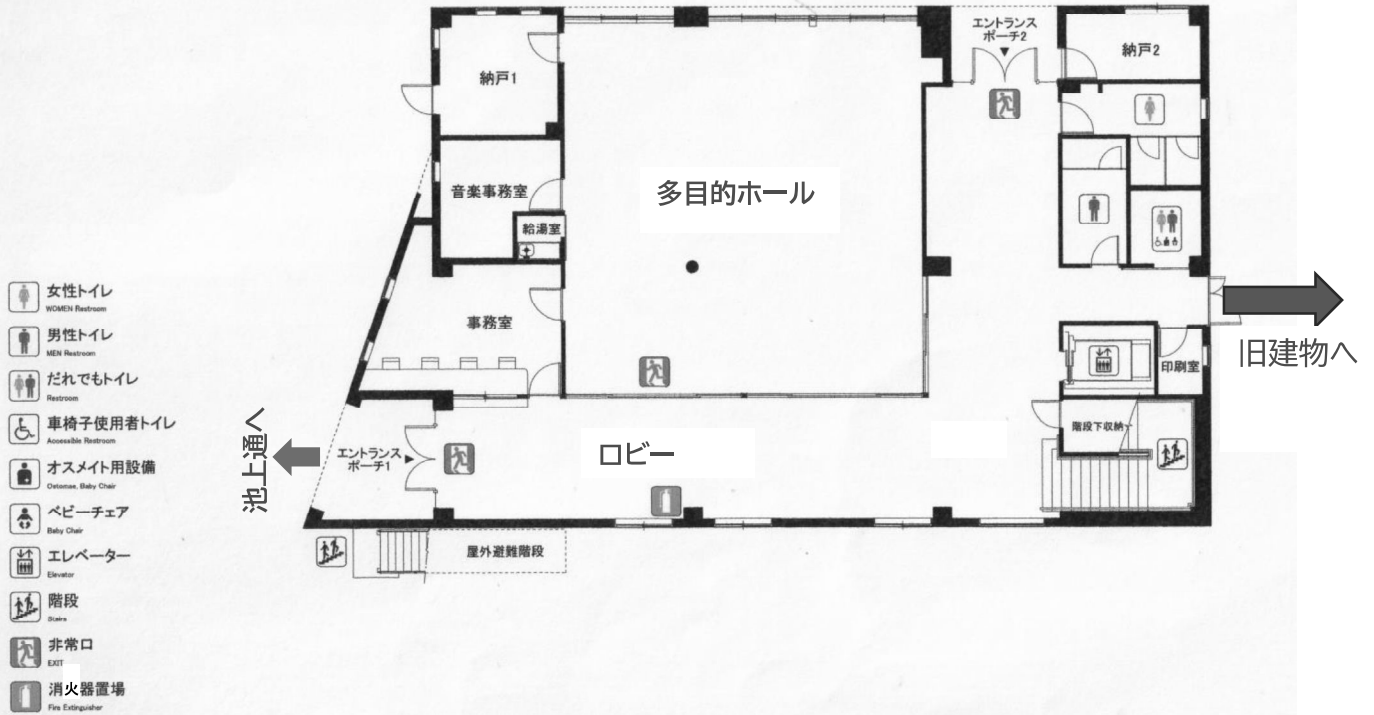
- ・ コロナの流行が収まっていない現状から、入館時には玄関にて機械による体温測定とアルコール消毒をお願いします。また、全体会と分団の両方でマスク着用をお願いします。礼拝で賛美する際も、マスク着用を忘れないでください。
- ・ 酷暑の中での大会となるので、水分補給のため、冷えたミネラルウォーター、緑茶、ウーロン茶などを 8 月 25 日(金)14 時 30 分からの休憩時に 2F 礼拝堂入口で配ります。飲み終わったペットボトルと紙コップは 2F 礼拝堂入口に置いた返却箱に入れてください。
- ・ 万一に備えて AED が設置されています。AED 必要な時には緊急連絡先に連絡ください。
- ・ 緊急連絡先: 以下のいずれかの者に連絡ください。

坂口 昌彦実行委員長 080-6552-2555 木村均(大井) 090-8109-9217

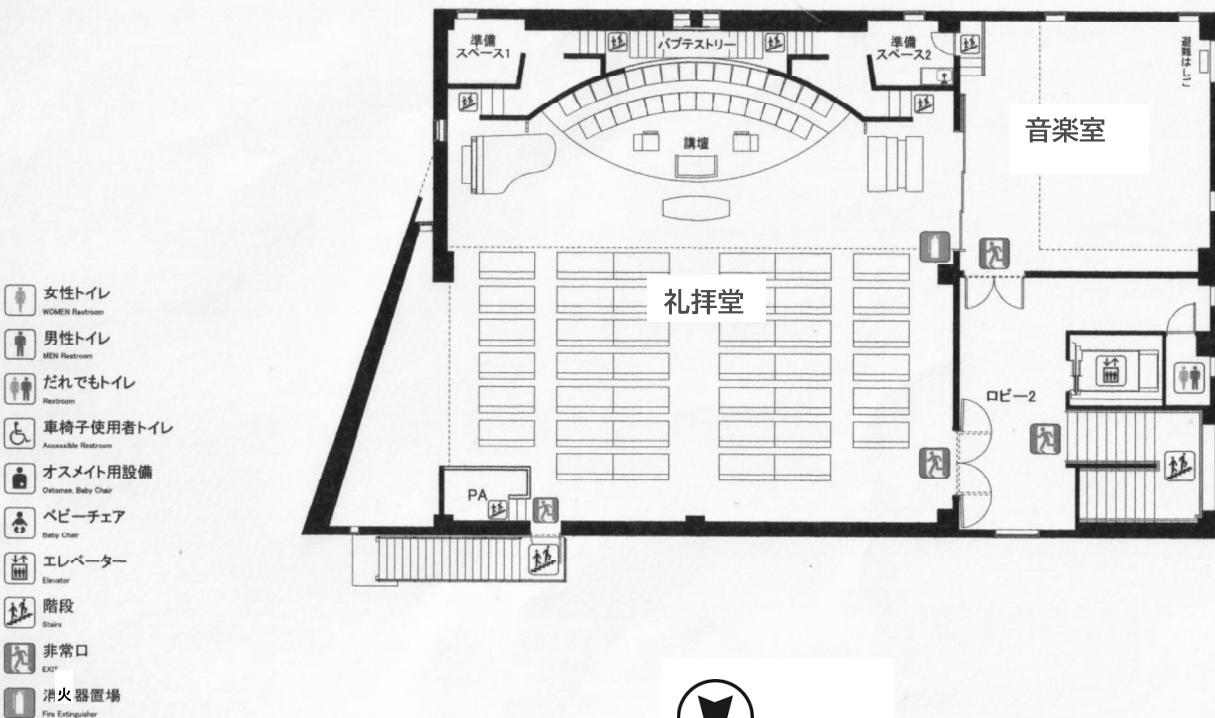
以上

新礼拝堂

1F 案内図



2F 案内図

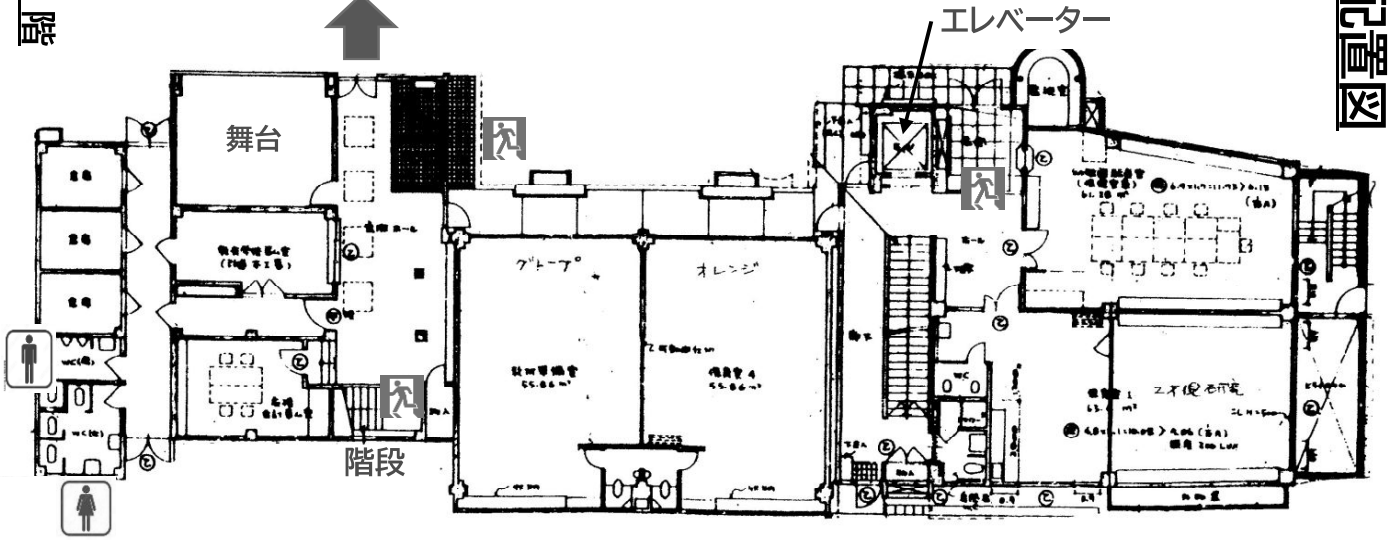


旧建物配置図

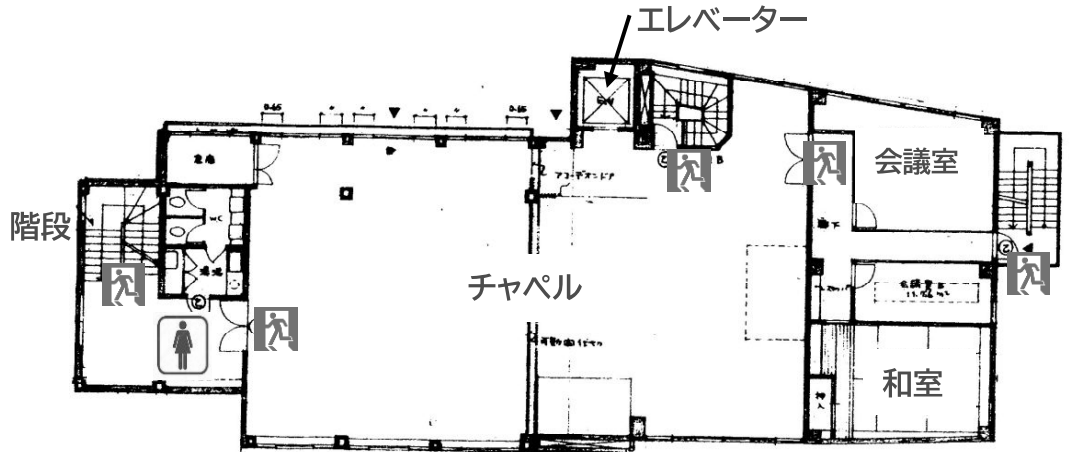


新礼拝堂へ
↑

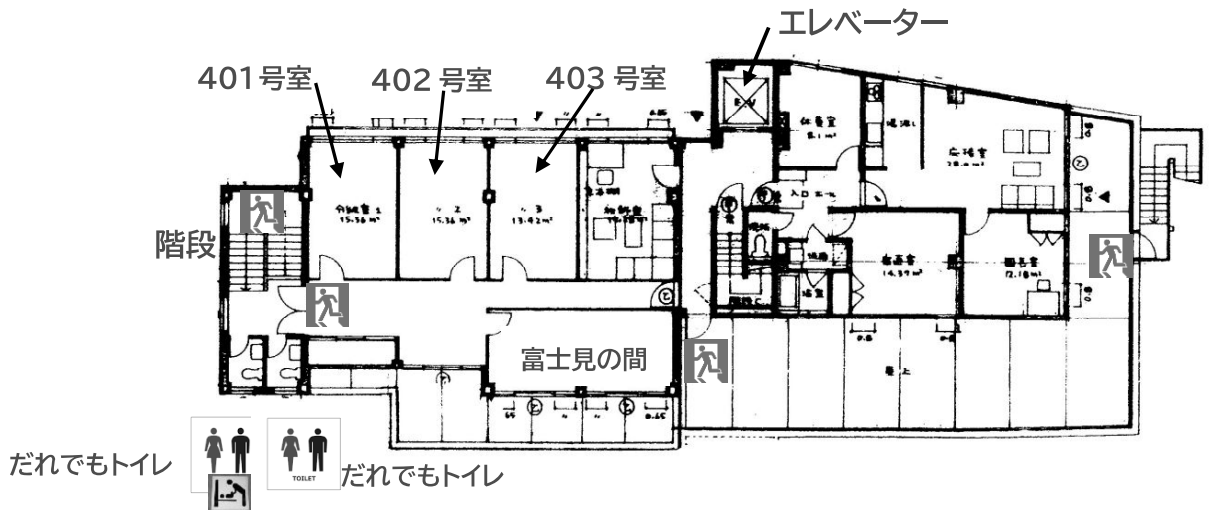
1階



3階

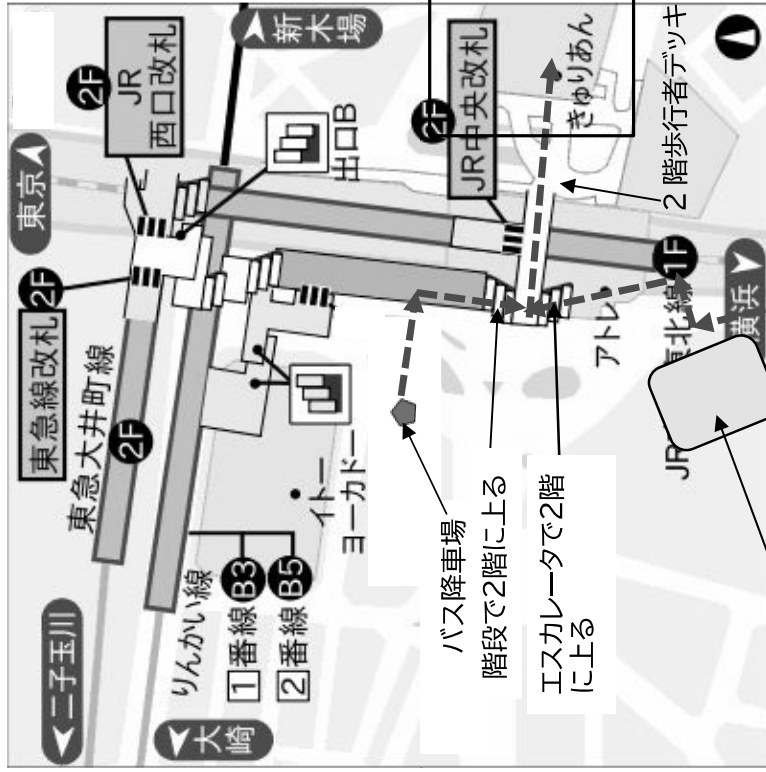


4階



懇親会会場案内

2023年8月25日(金)18:50 開会



大井教会からバス利用の場合:
 「大井第一小学校前」バス停から
 ・ 井3大井町駅行き、
 ・ 井9大井町駅行き、あるいは
 ・ 品94品川駅行きバス
 に乗車し、大井町駅で降車する。
 大井町駅の降車場所は図に●で示した通り。

「大井第一小学校前」バス停時刻表 8月25日(金)

大井第一小前発	大井町駅着	系統
18:14	18:21	品 94
18:22	18:27	井 09
18:30	18:35	井 03
18:36	18:41	井 09
18:44	18:51	品 94

上記はすべて東急バス

日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約 細則

1978年5月4日 第1回総会制定
2021年8月20日 第56回総会改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約（以下、「規約」と略称する。）において、別に定めることと規定した事項について定めることを目的とする。

(細則にない事項)

第2条 この細則に定めていない事項で、日本バプテスト連盟全国壮年会連合（以下「全国壮年会」と略称する。）の運営に必要な事項は、規約第8条に定める役員会（以下、「役員会」と略称する。）の決定によるものとする。

2. 前項の役員会の決定について疑義が生じた場合は、総会において裁定するものとする。

第2章 事 業

(事業)

第3条 規約第5条第1項に定める「伝道者養成のための神学校献金（神学生奨学金献金）に関する、連盟理事会より委託を受けた事業」とは、神学校献金（神学生奨学金献金）を推進し、西南学院大学神学部学生奨学金支援のための「奨学金制度」の運営及び東京バプテスト神学校・九州バプテスト神学校奨学金制度のための奨学金送金業務と受給者名簿管理を行うものとする。

2. 神学校献金（神学生奨学金献金）の目標額の設定は、地方連合壮年会等代表者会議の議を経て、総会において決定する。

3. 各地方連合壮年会の会長並びに神学校献金推進委員は、神学校献金（神学生奨学金献金）を推進のために課題を共有し協力する。

第3章 総会の構成

(代議員数)

第4条 規約第3条に定める各教会壮年会等は、規約第6条に定める総会に対し、それぞれ3名までの教会員を代議員として派遣することができる。

(傍聴者)

第5条 各教会の壮年会等の会員は、代議員でない場合でも、総会に出席し、傍聴することができる。

2. 前項の傍聴者は、総会において発言することができる。但し、表決権はない。

(総会の開催)

第6条 総会は、これを定期総会と臨時総会に分ける。

2. 定期総会は、年1回開催しなければならない。

3. 役員会は、総会の期日及び開催地を決定し、それを少なくとも期日の60日前に各教会壮年会等に通知しなければならない。ただし自然災害や感染症等、止むを得ない事情があると判断した場合、総会の議事、審議、採決を書面またはWebによって行うことができる。

(代議員の登録)

第7条 前条の通知を受けた各教会壮年会等は代議員として派遣しようとする教会員の氏名を期日の30日前までに通知し、登録をしなければならない。

(総会の成立)

第8条 総会は、出席代議員をもって成立する。

2. 総会の定足数については、特にこれを定めない。

(議案の発議)

第9条 各教会壮年会等及び役員会は、総会に議案を提出することができる。

2. 各教会壮年会等が前項の議案を提出しようとする場合は、総会期日の30日前までにその議案を、役員会に提出しなければならない。

(議案の通知)

第10条 役員会は、教会壮年会等が総会に提出する議案及び役員会が総会に提出する議案を文書にまとめ、これを総会の20日前までに各教会壮年会等に通知しなければならない。

(議案の追加)

第11条 各教会壮年会等及び役員会は、第9条第2項に定める期日以後に議案を提出しようとする場合は、当該議案の提出の可否について総会の議決をえなければならない。

(議事)

第12条 議長は、議案提出者に対して議案の説明を求め、その趣旨が明確にされた後、これを議場における質疑討論に付すものとする。

2. 採決は、特別の定めがある他は、過半数をもってこれを決する。

3. 特に定めのない事項については、日本バプテスト連盟総会議事規定に準じるものとする。

第4章 総会の運営

(総会役員)

第13条 総会は、その運営のため次の総会役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 書記 1名

(議長の職務)

第14条 議長は、総会を代表し、且、議場の秩序を維持し、議事を円滑に促進することを職務とする。

(副議長の職務)

第15条 副議長は、議長を補佐して議場の秩序を維持し、議事を整理促進することを職務とする。

2. 副議長は、議長の事故ある場合、議長の職務を代行する。

(書記の職務)

第16条 書記は、総会の議事録作成にあたる。

第5章 役員

(役員職務)

第17条 規約第7条に基づく役員職務は、規約第8条に基づく職務の他、それぞれ次の通りとする。

- (1) 会長は、全国壮年会を代表し、役員会の議長となり、役員会の業務遂行を監督・指導する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 事務局長は、書記及び会計を統括して本会の活動、運営の業務の遂行にあたる。
- (4) 書記は、役員会の議事録を作成し、及び各教会壮年会等に対し、必要な事務連絡にあたる。
- (5) 会計は、全国壮年会の会計全般にわたる業務にあたる。
- (6) 監査は、全国壮年会の前年度業務活動および会計決算について監査し、その監査結果を総会に報告する。

第6章 選挙及び選出

(総会役員選出及び任期)

第18条 第13条に定める総会役員選出は、次の手順による。

- (1) 次期総会の議長は、次々回壮年大会を担当する地方連合壮年会等の中から総会にて選出する。
- (2) 選出された議長の任期は選出した総会終了時から次回定期総会終了時までとする。但し、不測の事態により任期途中でその職務を果たすことができないと認められる場合は、その資格を

喪失し、当該年の総会議場で出席代議員の中から改めて選出する。その場合の任期は、当該総会の終了時までとする。

(3) 総会の議長以外の役員は、総会の冒頭において出席代議員の中より選出する。

(4) 総会は、総会役員の選出にあたり、2期を越えて同一人を選出することはできない。

(役員を選出)

第19条 規約第7条の定めにより、以下の役員選出を総会にて行う。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査 2名

(奨学金委員長の選出)

第20条 奨学金規程第5条第2項の定めにより、奨学金委員長の選出を総会にて行う。

(立候補)

第21条 各教会壮年会等は第23条に定める選挙管理委員会に対し、第19条及び第20条の役員及び委員長の立候補の申請をすることができる。但し、立候補者は選挙日現在で、日本バプテスト連盟の教会・伝道所の教会員となって2年以上経過した者でなければならない。

(選挙)

第22条 選挙は次の手順により行うものとする。

(1) 選挙は、無記名投票により行う。但し、候補者が定数の場合は議長の判断により挙手による採決も可とする。

(2) 選挙は議場の代議員の過半数をもって承認とする。但し、候補者が過半数の投票を得られなかった場合、総会は、得票順により倍数の候補者を選定のうえ、決選投票をしなければならない。同数得票の場合には、繰り返し決選投票を行う。

(選挙管理委員会)

第23条 総会での選挙の円滑化と透明性の向上のために4名の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員は、規約第9条に基づく代表者会議で地方連合壮年会長の中から選出し、委員の互選により委員長を選任し、総会に報告するものとする。

3. 選挙管理委員の任期は代表者会議終了時から2年とし、再任はできないものとする。また、任期中に地方連合会長の任を解かれる等、不測の事態で選挙管理委員としての任務遂行が不可能となった場合、当該地方連合壮年会長を後任とし、次回の代表者会議の席上で確認のうえ、総会に報告するものとする。その場合の任期は前任者の残余期間とする。

4. 選挙管理委員会の職務は、以下の通りとする。

- (1) 選挙公告と公募
- (2) 立候補者の受付、立候補資格の審査
- (3) 総会への立候補者の報告と選挙管理

第7章 会 費

(会 費)

第24条 規約第10条第1項に定める会費は、1人当たり年額2000円とする。

(2020年度より適用)

第8章 代表者会議

(構成員)

第25条 代表者会議の構成員は、次の通りとする。

- (1) 役員
- (2) 地方連合壮年会等の代表者
- (3) 奨学金委員会の委員長及び委員長が指名した委員
- (4) 総会議長

(5) 役員会が陪席として認めた者

(審議事項)

第25条2 代表者会議は、次の事項を審議決定する。

- (1) 神学校献金（神学生奨学金献金）の目標額の設定
- (2) 総会に提出する議案のうち、前年度の報告関係議案（活動報告、決算、監査報告等）

第9章 事 務

(事務局)

第26条 本会の活動及び事業の推進のために、細則第17条に基づき、事務局長の統括の元に事務局を置き、職員若干名を置く。

事務局職員の業務は、別に定める。

(細則の改正)

第27条 この細則を改正しようとする場合は、総会または役員会の発議により、総会において出席代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

1. この細則は1978年1月1日より発効する。
2. この改正細則は1989年7月 4日より発効する。
3. この改正細則は1993年8月28日より発効する。
4. この改正細則は1995年8月25日より発効する。
5. この改正細則は1997年8月29日より発効する。
6. この改正細則は1998年8月22日より発効する。
7. この改正細則は2000年9月16日より発効する。
8. この改正細則は2006年8月25日より発効する。
9. この改正細則は2008年8月31日から発効する。
10. この改正細則は2013年8月23日から発効する。
11. この改正細則は2017年8月25日から発効する。
12. この改正細則は2021年8月20日から発効する。

日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程
(略称：全国壮年会奨学金規程)

2000年9月16日 第35回総会制定
2011年8月25日 第46回総会改定
2016年8月20日 第51回総会改定
2019年8月22日 第54回総会改定

第1章 総則

(制定の根拠)

第1条 この規程は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約第5条第2項に基づいて制定する。
(制度の目的)

第2条 この奨学金制度（以下「制度」という。）は、将来、日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）加盟の教会、その他連盟に関係ある諸機関において、専ら伝道奉仕することを志望している西南学院大学神学部、神学専攻科及び大学院（以下「神学部」という。）の学生（以下「神学生」という。）に奨学金を給付及び貸与（以下「給貸与」という。）し、その勉学を奨励・援助することを目的とする。

2 神学部聴講生が第7条に定める奨学金申請を希望する場合は、第5条に定める奨学金委員会において実情を審査の上、申請を承認することができる。

(運営と管理)

第3条 この制度は日本バプテスト連盟全国壮年会連合（以下「全国壮年会」という。）が連盟理事会から委託を受けてこれを運営する。

2 全国壮年会はこの制度の運営に関する年度の業務報告書および決算書を連盟理事会に報告する。
(奨学資金)

第4条 奨学資金は全国壮年会が推進する「神学校献金（神学生奨学金献金）」をもってこれに充てるものとする。

2 全国壮年会はこの制度の目的に賛同する個人または団体の献金を受け入れ、または他の方法をもって奨学資金の充実に努めるものとする。

第2章 委員会

(奨学金委員会)

第5条 全国壮年会は、この制度の運営を円滑にするため、神学部奨学金委員会（以下「奨学金委員会」という。）を設ける。

2 奨学金委員会は、全国壮年会総会で選出された委員長及び委員長が指名し全国壮年会総会で承認された4名の委員、連盟理事会より選出された1名の委員及び神学部専任教員より選出された1名の委員の合計7名をもって構成する。

3 全国壮年会会長は委員会に出席することができる。また、奨学金委員会は日本バプテスト連盟常務理事の出席を要請することができる。

4 委員の任期は2年とし留任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたとき補充選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 奨学金委員会の書記等各担当は、委員の互選により選出する。

6 奨学金委員会は、定例委員会を年3回開催する。また、必要に応じて委員長は奨学金委員会を招集することができる。

(奨学金委員会の所管業務)

第6条 奨学金委員会の所管業務は、次の各号の通りとする。

(1) この制度の運営に関する年度の業務計画案及び予算案を作成し、これを全国壮年会役員会へ提案する業務

(2) この制度の運営に関する年度の業務報告書及び決算書を作成し、これを全国壮年会役員会へ提出する業務

(3) この制度の奨学金に関する給貸与額、返還条件（返還猶予及び返還免除を含む）に関する基本方針を策定し、これを全国壮年会役員会へ提案する業務

(4) 奨学生の募集、選考、給貸与額及び返還条件等の決定に関する業務

- (5) 奨学金の返還状況を確認し、延滞者に対して返還を督促する業務
- (6) その他、奨学金委員会がこの制度の運営に必要と判断した業務

第3章 制度の運営

(奨学金申請の資格)

第7条 この規程による奨学金の給貸与を申請することのできる神学生の資格は、次の各号を満たしていること。

- (1) 奨学金申請時に連盟加盟教会の会員であること。
- (2) 連盟加盟教会の会員となって、給貸与を受ける年度の4月の時点での信仰生活の期間が、継続して2年以上の者であること。
- (3) 第2条に定める目的の志望が明らかで、連盟加盟教会より推薦を受けた者であること。
- (4) その他、本条第2号及び第3号に該当する沖縄バプテスト連盟の加盟教会員については、同連盟理事会よりの推薦があり、かつ、この規程を遵守することが確認される場合、原則として第1号の会員に準じて取扱うことができる。

(申請の手続)

第8条 この規程による奨学金の給貸与を受けようとする神学生は、申請書用紙に所要事項を記入し、本人及び推薦人2名（推薦教会の牧師及び執事等の役員）が連署・押印の上、推薦教会の総会決議書（承諾書）を添付し、これを所定の期日までに奨学金委員会へ提出しなければならない。

- 2 既に前項の手続きにより奨学金の給貸与を受けている神学生が、次年度引き続き奨学金の給貸与を受けようとする場合も、あらためて所定の手続きをしなければならない。
- 3 申請にあたって前年度申請時の推薦教会を変更する場合は、所定の「推薦教会変更に伴う確認書」を第1項の様式に加え提出する。

(選考及び決定)

第9条 奨学金委員会は、前条の申請手続きをした神学生を選考し、奨学金給貸与の可否、給貸与の条件等を決定する場合、次の各号の基準を考慮しなければならない。

- (1) 第2条に定める目的を志望する召命を表す文書等による適否
- (2) 在学生の場合、西南学院大学「履修規程」第9条に定められた単位数の取得の有無
- 2 奨学金委員会は、前項による選考の結果について、速やかに申請した神学生及び推薦教会に通知しなければならない。

(奨学金の種類及び給貸与の条件)

第10条 奨学金は、その種類を次の通り区分する。

- (1) 1種奨学金：この奨学金は、校納金の全部又は一部を貸与する。
- (2) 2種奨学金：この奨学金は、神学生の生活費及び学習支援の一部を給付する。
- (3) 奨学金の給貸与額等については、別に定める。
- 2 交付の方法については、以下の通りとする。
 - (1) 1種奨学金は、大学が指定した期日までに交付する。
 - (2) 2種奨学金は、原則として半年毎に所定額を交付する。
- 3 奨学金の給貸与期間は、通算4年間（過去を含む）を限度とし、各対象神学生への給貸与期間は以下の通りとする。
 - (1) 学部の神学生へは4年間
 - (2) 選科の神学生へは3年間
 - (3) 専攻科の神学生へは1年間
 - (4) 大学院の神学生へは3年間
 - (5) 学部の聴講生へは1年間
- 4 第3項の期間は所定の就学期間に限るものとし、留年の期間は含まないものとする。ただし、疾病等による休学期間並びにその他の事由によるもので、奨学金委員会が認めた者については、この限りでない。
- 5 他教派の神学校（部）を卒業の後、専攻科に入学した者について、推薦教会並びに神学部教授会が留年を必要と認めた場合、2年目に限り1種奨学金のみ貸与することができる。
- 6 2種奨学金の給付を受けることができる者は、1種奨学金の貸与を受けている者に限る。
- 7 奨学金は、西南学院大学神学寮に入寮する神学生に対して給貸与する。ただし、特別な理由に

よって、入寮が出来ず、それを奨学金委員会が認めた場合を除く。なお、図書援助費は入寮を条件としない。

(奨学金の返還)

第 11 条 この制度の奨学金の貸与を受けた者は、卒業又は退学した日から 15 年以内に、均等割以上の額の年賦をもって、これを返還しなければならない。

(貸与奨学金の利息)

第 12 条 この制度により貸与した奨学金について、利息は徴収しない。

(推薦教会による償還の責任)

第 13 条 推薦教会は、奨学金返還の義務者が、第 11 条に定める期限内に連続して 3 年間返還がない場合は、償還の責を負わなければならない。

2 推薦教会は、奨学金返還の義務者が第 11 条に定める期限内に返還できないときは、償還の責を負い、償還残額を所定の期限内に償還しなければならない。

3 奨学金貸与期間中に推薦教会が変更となった場合について、それぞれの推薦教会は、推薦期間に貸与を受けた金額に応じて償還の責任を分担する。

(返還の猶予)

第 14 条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者から、次の各号に掲げる事由により、奨学金返還の猶予に関する出願を受けたときは、調査の上、これを承認することができる。

(1) 進学又は留学の期間

(2) 長期(原則として 6 ヶ月以上)にわたる疾病療養のため経済的に返還が困難になった場合、その期間

2 前項第 1 号の場合は、進学又は留学を証する書類を、第 2 号の場合は、病院の専門医による診断書を、それぞれ出願書に添付しなければならない。

(返還の免除)

第 15 条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者が、神学部を卒業した日から満 7 年を経過した日において、連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関で専ら伝道の業に従事する期間(原則として、推薦教会での赴任期間を除く)に応じて、1 種奨学金の貸与額を次の通り免除することができる。

(1) 専ら伝道の業に従事する期間が 4 年以上の場合、1 種奨学金貸与額の 8 割。

(2) 専ら伝道の業に従事する期間が 3 年以上 4 年未満の場合、1 種奨学金貸与額の 5 割。

(3) 専ら伝道の業に従事する期間が 2 年以上 3 年未満の場合、1 種奨学金貸与額の 3 割。

(4) 奨学金返還の義務者が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、奨学金委員会は実情を調査の上、その残額の返還を一部又は全額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者又はその関係者は、所定の「奨学金返還免除願い書」と赴任教会等からの招聘状の写しを奨学金委員会に提出し、同委員会の「奨学金返還免除承認書」の交付を受けなければならない。

3 連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において専ら伝道の業に従事する者については別に定める。

(奨学金返還義務者と奨学金委員会との連絡)

第 16 条 奨学金返還の義務者は、返還義務の残存期間を通じ、常にその現住所を奨学金委員会に連絡し、この規程に関する業務の妨げにならないよう協力しなければならない。

第 4 章 規程の扱い

(規程の解釈)

第 17 条 奨学金委員会は、この規程の解釈について疑義を生じ、又は解釈の相違を生じて、この制度の円滑な運営が妨げられた場合、全国壮年会役員会の裁定を求めなければならない。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程を改廃する場合は、連盟理事会並びに奨学金委員会の意向を徴した上で、全国壮年会総会において過半数の賛成議決によらなければならない。

付則 [2000 年 9 月 16 日]

(注)

1. この規程は、西南学院所管の「西南学院大学神学部学生奨学金規程」及び「西南神学部学生奨学金制度施行細則」を継承し、新たに起草したものである。
2. この規程は、2001年度新生及び進学者から施行する（2001年度以前の入学者は「西南神学部学生奨学金制度施行細則」を準用する）。

付則〔2005年8月27日〕

（施行）

- ① この規程は2005年度を初年度とする神学生から施行する。
- ② 第10条第2項の貸与期間について、2005年度入学の学部1年生に関しては移行措置をとる。すなわち通算5年間を限度とする。

付則〔2008年8月30日〕

（施行）

この規程は2008年8月31日から発効する。

- 2種奨学金は、2007年度第42回全国壮年大会総会において、2007年度の奨学金貸与神学生に遡り適用されることが決議された。また移行措置として、貸与期間は1種奨学金貸与残存期間に合わせることにした。

付則〔2009年8月29日〕

（施行）

- ①この規程は2009年8月30日から発効する。
- ②2種奨学金の返還免除については、2007年度卒業生から適用するものとする。

付則〔2011年8月25日〕

（施行）

- ①この規程は2011年8月25日から発効する。

付則〔2016年8月20日〕

（施行）

- ①この規程は2016年8月20日から発効し、2017年度奨学金より適用する。
- ②旧規程第15条(3)の対象者は、2016年8月20日現在において配偶者である者を対象とする。
（参考）旧規程第15条(3)
奨学金返還の義務者が卒業後、前2号の適用を受けた者の配偶者となった場合には、前2号と同様に奨学金の返還の一部、又は全額を免除する。
- ③2016年度までの2種奨学金は、旧規程による貸与奨学金であるので、第15条に定める返還免除適用者は、全額免除、返還免除非適用者は、貸与額の半額を返還しなければならない。

付則〔2019年8月22日〕

- ①この規程は2019年度在学生から適用する。

